新潟市政だより

発行所 新潟市役所
新潟市西堀通六番町866ノ3
電話代表(3)2111番

新潟市長
発行人 村田三郎
新潟市湊町通二ノ丁2609

編集人 佐野武一
新潟市沼垂1962

印刷所 文明堂印刷所
新潟市西堀前通4
電話(2)8128番

毎月一回5日発行
定価 一部3円

新しく自治会として発足

・・・嘱託員制度の廃止・・・

いままで市民の皆さんからの御協力を得て嘱託員制度を実施し、市政の円滑な運営に多大の成果をあげてまいつたのであります。この嘱託員制度実施の当初は、耐乏生活のためすべて統制下にありまして、諸物資の配給、人員の異動等あらゆる事務処理に大へんなお手数を煩わしてまいつたのですが、年を追うごとに社会情勢も好転し、主食を除いては配給制もすべてなくなつたのであります。このような事情から、たまたま嘱託員制度について再検討を加えるべきであるという声がおこつてまいりましたので、この問題について検討した結果、この嘱託員制度を一月末日を以て廃止し、あらたに自治会の結成方についてお願いすることになつたのであります。目下全市的に自治会が誕生しつつありますが、結成後に於ても市政の円滑な運営のために何卒御協力賜りますよう切にお願いいたします。

なお今後の取扱事項や依頼する事項については、逐次お知らせ申し上げますが、異動に伴う主食の配給事務及び国保事務の取扱は次のとおりとなりましたのでお知らせします。

異動に伴う主食配給事務の取扱

二月一日以後に異動される方は、飯米通帳（出生の場合は母子手帳）と印鑑をご持参の上直接市の商工課又は所轄の支所、出張所にお出で下され、窓口備付の異動申告書に所要事項を記入し捺印の上手続き下さるようお願いします。

なお世帯の市外転出、世帯消滅の場合は、主食登録店を経由して下さい。又世帯員全部が市内異動のため登録を替えるときは、登録店から同意書をもらつてきて下さい。

届出の順序は次のとおりです。

市民 → 商工課 又は支所出張所

国保の異動届出について

国保異動届出の際は、当該地区保険委員から異動届書の交付捺印を受けてからお出で下さるようお願いします。なお届出での際は、受診証並びに印鑑をご持参下さい。

異動届出の経由順序は、次のとおりになりましたからご協力下さい。

市民 → 保険委員 → 国保課又は支所、出張所

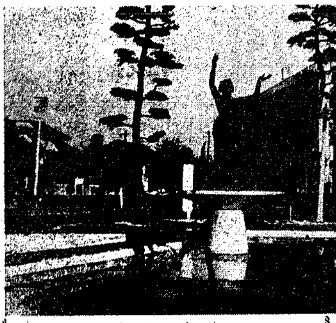

・・・・春うごく・・・・

12月中の人口動態

出生	38[illegible]件
死亡	[illegible]
死産	50〃
婚姻	286〃
離婚	23〃

2月 固定資産税 第4期 月

納期限 2月28日

上記のとおり第4期の納期がまいりました。何卒お忘れなく納期間に完納下さるようお願いいたします。

2月11日～2月16日 保育園の入園申込受付

敷島保育園も近く竣工の予定

市では、昭和三十二年度の保育園入園児童の申込受付を次のとおり行うことになりました。

この保育園の入園については、昨年お知らせしましたとおり収容定員を厳重に守るよう厚生省の指示がありますので、次のような家庭保育に欠ける事由があるもののみの入園を許可する方針でありますから、この事情をお察し下され特段の御協力をお願いします。

なお詳細については最寄の保育園又は市の民生課にお問合せ下さい。

一、入園受付期日
二月十一日から二月十六日まで

二、申込の場所
最寄の保育園

三、家庭保育に欠ける事由
1、生活扶助世帯（教育、医療を含む）で児童を見る者のないこと。
2、両親就労で他に児童を見る者のないこと。
3、母子家庭で母が就労しており他に児童を見る者のないこと。
4、母がいなくて他に児童を見る者のないこと
5、家族が結核で自宅療養していること。
6、家族が結核以外の病気で長期入院又は自宅で病臥しており他に児童を見る者のないこと。
7、自営業であつて通勤者と等しく他に児童を見る者のないこと。

敷島保育園近く竣工

市内川岸町一丁目（検察庁向）に目下建設中の市立敷島保育園は、工事も順調に進み三月中には竣工の予定であります。

この保育園は工費二五〇万円を以て施行されたもので四月早々にはスマートな姿で開園の運びとなりますので他の保育園と同様の方法で入園申込の受付をいたします。なお収容定員数は幼児五五名、乳児五名となつています。

売春防止のために 婦人相談員設置

相談員に松原まさ子さん

みなさんも既に御承知のように、昨年五月売春防止法が公布され今年の四月から施行されることになりましたが、この法律の施行に先立ち売春防止に万全を期するために、本市に新らしく婦人相談員として松原まさ子さんが任命されました。

この婦人相談員は、売春行為の防止はもとより、不幸にして転落された婦人の更生、保護について相談に応じ又就職のあつ旋、助成についてそれぞれの関係官公署に連絡をとつて、その達成に努めると共に前借問題等についても相談に応じ、問題の解決に助成を行うことになつております。更に進んであらたな転落をも未然に防止することもこの婦人相談員の仕事となつております。

以上申し上げましたことは婦人相談員の仕事の大要でありますが、この趣旨達成のために是非みなさんの御協力をお願いします。

なお婦人相談員のことについての照会は、市の民生課にお問合せ下さい。

※ ※ ※

アジアと共に アジア善隣国民運動はじまる

二月中に一戸十円の募金目標

十年一昔という諺がありますが、戦争が終つてから十二年。国内の産業も、国民生活も一応立直り、さらに生活の安定と向上をめざして、日夜たゆまぬ努力を続けているのは日本の現状の姿です。国連の加盟も認められ、国際的にも大きく日本という国が認められ、日本国民の信用も高まつてきました。特にアジア地域においては、一流文化国家としての存在を世界が認め、アジア各国も、日本と手を携えて行かなければ、アジア民族の発展はあり得ないと信じ、また日本も、アジア各国と友好善隣のよしみをモットーとしなければいけないという日本国民の与論は勿論、国内有識者の認めるところとなつています。すなわち、アジアの興隆は「アジアと共に」というアジア民族共通の秘められた心のあらわれであるかも知れません。日本国民の責任ある態度と誠実な実践とをもつて、アジア国民と真に心と心の触れ合を取り結び互に血を通わせ合わねばならないということです。

こういう意味から、このたび「アジア善隣国民運動」が起り街頭募金や、一世帯十円を目標とした封筒募金が実施されることになりましたので皆さんの御協力をお願いいたします。

なおこのようにして全国から募金される一億五千万円のお金は、次のような対外物資の贈呈を予定しています。

○フイリッピン マニラのカソリック寺院再建用としてセメント六万袋
○ビルマ 日本仏像の希望や、戦没英霊十七万を供養する仏塔建立希望などがあり目下未定
○インドネシヤ、医療機械を贈呈してはという意見などがあるが目下未定
○ヴエトナム・カンボジア・ラオス・タイ マレー目下研究中
○セイロン・インド・パキスタン、技術援助、経済協力の線を考慮中ではあるが、先方の意向を慎重打診の上決定の予定

すでにフイリッピンに対してはセメント三千袋が贈呈され比島官民に多大の感銘を与え、日本人の誠意がくみとられています。

受付事務をはじめた 火災共済生活協同組合

加入して災害に備えましょう

昨年八月の市政だよりで皆さんにお知らせしました新潟市火災共済生活協同組合は、昨年十二月二十一日付をもつて漸く認可されましたので、本年一月十五日からこの事務の受付を開始しました。

この組合の掛金等は次のとおりになつていますが、不慮の災害に備えて、掛金の安い火災共済生活協同組合にふるつて御加入下さるようおすすめいたします。

なお申込の場所は、市の消防本部内（新潟市東大畑通一番町）でありますが、詳細については最寄りの消防署、消防分団、町内自警会及び各支所出張所に於てもお知らせすることになつていますからいつでも相談にお出で下さい。

◎共済契約金額の限度は一口五万円で、一組合員が四口まで加入できるし、一世帯当り一人とし同一世帯中に二人以上の契約はできません。

◎共済掛金料率は、専用住宅及びこれに収容してある動産一口につき年額百五十円、店舗又は事務所併用住宅（危険物関係対象物を除く）及びこれに収容してある動産一口につき年額二百円、作業場併用住宅（製材工場の類を除く）及びこれに収容してある動産年額三百円

木造の寮、木造のアパート及び木造の一棟三戸建以上の集合家屋、マーケット等は、それぞれの五倍増となつており又一世帯二口を限度となつております。

市議会の活動

一月中における市議会の活動状況は次のとおりであります。

（委員会関係）

一月六日
チブインスキー米港についての経済委員協議会

一月十二日
嘱託員問題その他についての厚生委員協議会

一月十四日
都市形態調査についての都市形態調査特別委員会

一月十七日
電力問題その他についての経済委員協議会

一月十八日
上海日商店視察報告その他についての全員協議会

一月二十二日
港湾問題についての建設委員協議会
輸送力増強についての全員協議会

一月二十五日
電力問題その他についての経済委員協議会

一月二十六日
正副委員長互選についての輸送力増強特別委員会

一月二十七日
厚生委員会所管事項についての厚生委員協議会

一月二十八日
近村合併陳情審査についての総務文教委員会
交通形態調査その他についての都市形態調査特別委員会
図書運営についての図書運営委員会

一月二十九日
輸送力増強問題についての輸送力増強特別委員会

一月三十一日
所管事項協議についての経済委員協議会
図書運営についての図書運営委員会

（その他関係）

一月五日
チブインスキー来港についての国際貿易促進緊急理事会

一月十四日
全員協議会開会についての各派世話人会

一月二十二日
三十二年度予算についての国際貿易促進理事会

一月三十一日
常任委員理事会出席についての国際貿易促進理事会

2月20日～3月5日 計量器の定期検査

―もれなく受検して下さい―

ものさし、ます、はかり等の計量器定期検査が次の日割で、実施されることになりましたので、計量器の使用者は漏れなく受検されますようご協力下さい。

一、検査の場所
市役所（公会堂脇）計量検査室

二、検査受付時間
午前九時より午後四時まで

三、検査期日及び実施区域

△二月二十日
西堀通一、二、三、四番町、西堀前通一、二、三、四、五番町

△二月二十一日
一番堀通町、古町通一二番町

△二月二十二日
古町通三、四番町

△二月二十五日
古町通五番町、東堀通一、二、三、四番町

△二月二十六日
東堀通五番町、東堀前通一、二、三、四、五番町

△二月二十七日
本町通一、二、三、四番町（露店を除く）

△二月二十八日
本町通五番町（露店を除く）

△三月一日
本町通四、五番町の露店

△三月四日
上大川前通一、二、三、四、五番町、川端町一、二、三、四丁目
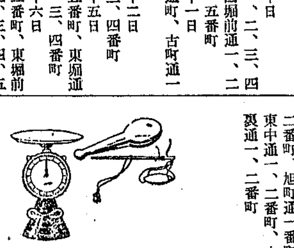
△三月五日
学校裏町、医学町通一二番町、旭町通一番町、東中通一、二番町、寺裏通一、二番町